

建設業法令遵守ガイドライン解説Ⅶ

【その7】

下請代金の支払は、元請業者が注文者から支払を受けてから1ヶ月以内に支払わなければいけません。(建設業法第24条の3)

また、元請業者が特定建設業者であり、下請業者が一般建設業者(資本金額4000万円以上の法人を除く)の場合は、元請業者が発注者から支払を受けていない場合でも、下請業者から工事完成引渡の申し出を受けた日から50日以内に下請代金を支払わなければいけません。(建設業法第24条の5)

よくあるケースとして、何らかの名目を作って、代金の一部を留保金として支払わなかったり、下請業者の受け持ち部分が完成しても、工事全体の終了まで代金支払を保留したりすることがありますが、このようなケースも正当な理由がない限り、同法に違反する可能性があります。

さらに、この規定に違反している事実がある場合、独占禁止法に基づき、公正取引委員会から、勧告、排除命令等の措置が取られることもあります。

下請業者への支払は、できる限り短い期間に、特に特定建設業者の場合は、早期の支払に努めましょう。

下請業者の皆様は、こうした規定が建設業法に定められていること、国交省も法令遵守ガイドラインで特に重点的に注意喚起していることを知って、早期の支払が受けられるように、元請業者と交渉してみてください。

ご相談はお気軽にメールください。